三十　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

6	削除

第一項の表三八の項を次のように改める。

38	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

46	削除

三十一　平成二十三年総務省告示第三百九十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

15	削除

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

第一項の表二四の項を次のように改める。

24	削除

三十二　平成二十三年総務省告示第五百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

2	削除

第一項の表二二の項を次のように改める。

22	削除

三十三　平成二十四年総務省告示第二百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

1	削除

第一項の表七の項を次のように改める。

7	削除

三十四　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

8	削除

第一項の表一二の項及び一三の項を次のように改める。

12	削除
13	削除

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

第一項の表四一の項を次のように改める。

41	削除

第一項の表六六の項を次のように改める。

66	削除

三十五　平成二十五年総務省告示第八十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二の項及び一三の項を次のように改める。

12	削除
13	削除

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

第一項の表三四の項を次のように改める。

34	削除

三十六　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

1	削除

第一項の表五の項を次のように改める。

5	削除

第一項の表一五の項を次のように改める。

15	削除

第一項の表二一の項を次のように改める。

21	削除

三十七　平成二十五年総務省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六の項を次のように改める。

16	削除